

2021年度 定時総会議案

日時 2021年6月1日(火) 午後3時

場所 都市センターホテル コスモスホール

会議の目的事項

報告事項

- 第1号 2020年度事業報告の件
- 第2号 2021年度事業計画書、2021年度収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の件

決議事項

- 第1号 2020年度貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)、財産目録承認の件
- 第2号 齊藤弘行氏の理事の選任の件
- 第3号 定款の変更承認の件

2020年度事業報告の件

定款第40条第2項の規定により、2020年度の事業報告を行う。

2020年度事業報告

1. 総会に関する事項

(1) 2020年度臨時総会

日 時 2020年5月26日(火) 午後2時
場 所 公益社団法人 日本年金数理人会 会議室

会議の目的事項

決議事項

- 第1号 風間弥主史氏の理事選任の件
- 第2号 徳永祥三氏の理事選任の件

原案どおり承認された。

(2) 2020年度定時総会

日 時 2020年6月26日(金) 午後2時
場 所 公益社団法人 日本年金数理人会 会議室

会議の目的事項

報告事項

- 第1号 2019年度事業報告の件
- 第2号 2020年度事業計画書、2020年度収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の件

決議事項

- 第1号 2019年度貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)、財産目録承認の件
- 第2号 安達正俊氏の理事の選任の件
- 第3号 大野浩氏の理事の選任の件
- 第4号 小川伊知郎氏の理事の選任の件
- 第5号 風間弥主史氏の理事の選任の件
- 第6号 喜多俊也氏の理事の選任の件
- 第7号 小西陽氏の理事の選任の件
- 第8号 徳永祥三氏の理事の選任の件

- 第9号 早川敦氏の理事の選任の件
- 第10号 原田俊丈氏の理事の選任の件
- 第11号 枇杷高志氏の理事の選任の件
- 第12号 藤井康行氏の理事の選任の件
- 第13号 堀田晃裕氏の理事の選任の件
- 第14号 村山令二氏の理事の選任の件
- 第15号 池田恭規氏の監事の選任の件
- 第16号 高市幸夫氏の監事の選任の件
- 第17号 本田一氏の監事の選任の件

原案どおり承認された。

2. 事業概況

(1) 将来のあり方に関する検討

- 年金数理人および当会の将来のあり方に関し、当会が当面あるいは中長期的に取り組むべき課題の整理と具体検討およびその実施
 - ・2019 年度に発足した「年金数理人の将来を考える会」による検討継続（2020 年 7 月～2021 年 3 月）

(2) 企業年金関連事項に関する提言

- 国内外の年金制度改革の動向、会計基準の改正も踏まえた、年金財政運営方法に関する中長期的な検討や企業年金制度に関連する事項に関する検討・提言
 - ・企業年金・個人年金部会での意見「DB の給付水準から掛金相当額への換算について」の公表(2020 年 10 月)
 - ・今後の提言テーマ検討

(3) 企業年金の普及・発展に向けた啓発事業

ア 大学院等への年金数理教育に関する支援

- 大阪大学、慶應義塾大学、東京理科大学、東北大学、名古屋大学、早稲田大学への講師推薦等の支援継続
 - ・年金数理教育に関する支援（講師推薦等）
 - ・書籍「年金数理概論 第3版」の刊行

イ 啓発活動

- 企業年金連合会等の事業への協力
 - ・「月刊企業年金（9月号）」への寄稿（2020年7月）
- 企業年金の啓発活動

(4) 実務基準等の制定、改編、整備と周知徹底

- 企業年金関連の法令や会計基準の改定等に即した、実務基準等の迅速な制定、改編、整備と周知の推進

【年金財政関連】

- ・確定給付企業年金に関する数理実務基準・数理実務ガイドンスの改定（2020年6月）
- ・法令等改正（案）に対する確定給付企業年金に関する数理実務基準・数理実務ガイドンス改定の検討（2020年6月～2021年3月）
- ・実務研修会での確定給付企業年金に関する数理実務基準・数理実務ガイドンスの改定予定内容の周知等（2021年2月）

【退職給付会計関連】

- ・退職給付会計に関する数理実務ガイダンスの改定（2020年4月）
 - ・IAS19に関する数理実務基準の改定検討（2020年4月～2021年3月）
 - ・実務研修会での退職給付会計に関する数理実務基準・ガイダンスの内容の周知等（2021年2月）
- 国際的な実務基準等の整備動向の把握および当会の実務基準等のあり方の検討
- ・IAAに対するISAP1の解釈に関する質疑の実施（2020年4月～8月）

(5) 専門家としての役割・権限および責任の再確認と会員への周知徹底

- 職業専門性研修会および職業専門性に関する継続研修の実施
- ・新規正会員を主たる対象とする職業専門性研修会の実施（2021年3月）
 - ・正会員を対象とする職業専門性に関する継続研修 eラーニングの作成（2020年7月～9月）
 - ・行動規範・懲戒規則の内容確認（2021年3月）
- ISAP (International Standard of Actuarial Practice) への対応
- ・IAAにおけるISAPsの見直し状況の把握

(6) 調査研究の充実

- 企業年金および関連分野に関する調査研究の推進
調査研究を推進
- ・企業年金・個人年金のユニバーサルな税制について
会員サイト・研究発表に「英国の企業年金・個人年金の税制のアイデアを日本に適用すると仮定した場合の課題について」（能勢達也）を掲載（2021年2月）
 - ・UK Collective Defined Contribution について
 - ・Rの応用について
- 企業年金および関連分野に関する文献資料の紹介
- ・政府・各種法人 リファレンスリスト：順次更新
 - ・書籍・論文 紹介：6本掲載

(7) 専門的業務水準の向上に向けた、自発的・積極的な能力開発の支援

- 継続的能力開発制度の運営
- ・2019年度継続的能力開発制度の履修目標達成者の確認・公表およびモニタリングの実施（2020年4月～11月）
 - ・2020年度集合研修等参加状況票の会員への発行（2021年3月）
- 研修、eラーニング等による能力開発機会の充実
- ・eラーニング作成（2019年度実務研修会のうち7講座）（2020年7月）
- 【実務研修会】（2021年2月）

21 講座

2月4日

・開講式

「理事長あいさつ」

小川 伊知郎 理事長

「委員会からの報告」

試験・教育制度改革特別委員会、国際委員会

- ・「IFRSの動向 - 日本基準との差異を交えて」 石原 宏司 氏
- ・「欧州連合および欧州主要国の年金政策と職域年金の動向」
清水 信広 氏
- ・「公的年金給付と法改正」 原 佳奈子氏
- ・「企業年金・個人年金の現状と課題」 木村 剛 氏
- ・「当面の運用環境見通し」 徳島 勝幸 氏
- ・「退職給付会計実務基準」 柴田 伸一 氏
- ・「介護保険制度について」 宮崎 雄介 氏
- ・「米国の年金制度」 小野 正昭 氏
- ・「企業年金基金のスチュワードシップ活動への取り組み」 柴崎 俊雄 氏

2月5日

- ・「公的年金財政」 植田 博信 氏
- ・「年金数理人が知っておきたい資産運用の基礎」 岡本 卓万 氏
- ・「同一労働同一賃金を中心とした日本の労働政策」 濱口 桂一郎氏
- ・「コロナ後の投資環境見通しと経済対応」 青木 真之 氏
- ・「財政運営実務基準」 小柳 意真 氏／蔭山 宏 氏
- ・「2020年度年金数理自主研究会の中間報告」
2020年度年金数理自主研究会メンバー
- ・「With コロナ、After コロナの環境下での年金運用戦略」
田中 祐一 氏
- ・「企業年金に関する最近の法的論点」 森戸 英幸 氏
- ・「退職給付会計について」 三浦 朱美 氏
- ・「WITH/AFTER コロナ時代のこれからの働き方と人事制度」
東狐 貴一 氏
- ・「確定拠出年金の法改正動向～企業担当者と個人、それぞれの視点から～」
山崎 俊輔 氏

【第78回研修会】(2020年10月)

演題「財政検証の過程で明らかとなる公的年金保険制度の原理及び少子高齢化した社会における金融仲介について」

大妻女子大学短期大学部教授 玉木 伸介 氏

【第79回研修会】(2021年1月)

(共催：公益社団法人日本アクチュアリー会)

演題「全世代型社会保障検討会議における改革の検討のこれまでの成果と今後の方向性」

厚生労働省政策統括官(総合政策担当)付 政策統括室政策企画官

和田 幸典 氏

【第80回研修会】(2021年3月)

演題「カナダの私的年金における公平な税制導入までの歩み」

早稲田大学大学院会計研究科講師 藤澤 陽介 氏

○年金数理自主研究会の実施

・2019年度年金数理自主研究会研究レポート発行(2020年6月)

テーマ：「DB制度のリスク管理手段に関する考察」

「確定給付企業年金における終身年金に関する一考察」

・2020年度年金数理自主研究会を実施

・メンバー募集(2020年4月)

・オリエンテーション(2班を組成)(2020年7月)

・両班合同ミーティング(2020年11月)

・中間報告会①(2021年1月)

・中間報告会②(実務研修会にて)(2021年2月)

○国際的なセミナー等への派遣

(新型コロナ感染拡大により、海外派遣中止)

(8) 能力判定試験の実施

○年金数理人の知識要件判定としての能力判定試験の着実な実施

・2020年度能力判定試験の準備、実施、試験結果公表(2020年4月～11月)

・2021年度試験に向けた検討(2020年12月～2021年3月)

(9) 広報活動の充実・推進

○会報等の刊行物の発行

・会報「年金数理人」の発行 No.53(2021年1月)

No.54(2021年3月)

○ウェブサイトの充実と活用の推進

・ファイル共有機能の検討(2020年4月～2021年3月)

(10) 国内外の関係機関への情報発信及び情報交換等

○IAAの活動への積極的な参画

・IAAカウンスル・委員会等ミーティング(バーチャル開催)へ参加(2020年4月～5月)

- ・ IAA カウンシル・委員会等ミーティング（バーチャル開催）へ参加（2020年9月～11月）
 - 関係機関が公表する公開草案に対するコメント提出等
 - ・ 退職給付会計実務における課題抽出と関係団体への提言検討（2020年4月～2021年3月）
 - 厚生労働省、企業年金連絡協議会等との情報交換の実施
 - ・ コロナ禍での企業年金連絡協議会との情報交換の進め方の検討・協議（2020年10月～2021年3月）
- （1 1）IAA 教育シラバス改定への対応
- シラバス改定を踏まえた能力判定試験等の対応の検討
 - ・ 能力判定試験等の改定の検討（2020年4月～2021年3月）
 - 2021年1月からの新シラバス適用を見据えた関係諸団体との協議
 - ・ 関係諸団体との協議（2020年4月～2021年3月）
- （1 2）その他
- ・ 会費の請求・未納者への対応
 - ・ 会員名簿の管理
 - ・ 会計・税務・予算
 - ・ 理事会議事録の作成
 - ・ 「会員のしおり」のウェブサイト掲載（2020年11月）
 - ・ IAA 年次対応（2020年11月～2021年3月）
 - ・ 臨時総会の開催（2020年5月）
 - ・ 定時総会の開催（2020年6月）
 - ・ 評議員会の開催（2021年2月）

3. 理事会・委員会活動

(1) 理事会 (15回)

- ① 2019年度の事業報告・決算等について審議
- ② 2020年度定時総会・臨時総会の招集等について審議
- ③ 2021年度の事業計画書・収支予算書等について審議
- ④ 「別途の補欠選挙」の実施及び結果の会員宛通知について審議
- ⑤ 事務局長の解嘱・委嘱について審議
- ⑥ 30周年記念事業特別委員会の廃止について審議
- ⑦ 理事長、会長、副理事長、業務執行理事の選定について審議
- ⑧ 委員会の委員長、担当理事及び委員の選任について審議
- ⑨ 判定会議の出席者の指名について審議
- ⑩ 名誉会員の決定、特定会員の申請及び会員の入会について審議
- ⑪ 2019年度継続的能力開発制度の履修結果報告及び履修目標達成者の公表について審議
- ⑫ 慶應義塾大学及び東北大学の年金数理講義への講師の推薦について審議
- ⑬ 「継続的能力開発制度規則」の改定について審議
- ⑭ 「確定給付企業年金に関する数理実務基準」及び「確定給付企業年金に関する数理実務ガイダンス」の改定について審議
- ⑮ 「退職給付会計に関する数理実務ガイダンス」の改定について審議
- ⑯ 年金数理自主研究会のメンバー募集について審議
- ⑰ IAA会議への参加等、国際アクチュアリー会に係る活動について審議
- ⑱ IAA Council の delegate 等の任命について審議
- ⑲ 評議員、顧問の推薦及び評議員会の開催等について審議
- ⑳ 会費の納付時期、会費軽減及び賛助会員に係る会費について審議
- ㉑ DB仮想掛金にかかる提言について審議
- ㉒ 2020年度実務研修会のZoom配信の外部委託について審議
- ㉓ 経理事務の決算処理（年度末）等の外部委託実施について審議
- ㉔ IAA教育シラバス改定に伴う能力判定試験制度改正内容方針について審議
- ㉕ 「年金数理概論 第3版」に係る出版社との契約書締結について審議
- ㉖ 2021年度会費の取り扱いについて審議
- ㉗ 届出様式の改定について審議

(2) 常任委員会

○企画調整委員会

- ① コロナ禍での企業年金連絡協議会との情報交換の進め方の検討・協議及び一部具体実施（2020年10月～2021年3月）
- ② 2021年度事業計画の作成（2020年10月～12月）
- ③ 行動規範・懲戒規則の内容確認（2021年3月）
- ④ 職業専門性研修会第2部の講師（2021年3月）

○総務委員会

- ① 2020年度定時総会資料の作成
- ② 2020年度臨時総会の開催（2020年5月）
- ③ 2020年度定時総会の開催（2020年6月）
- ④ 2021年度事業計画・予算案の作成（2020年11月～2021年2月）
- ⑤ 2020年度評議員会の開催（2021年2月）

○教育・研修委員会

- ① 実務研修会の実施（2021年2月）
- ② 一般研修会の実施（2020年10月、2021年1月、3月）
- ③ 2019年度年金数理自主研究会研究レポート発行（2020年6月）
テーマ：「DB制度のリスク管理手段に関する考察」
「確定給付企業年金における終身年金に関する一考察」
- ④ 職業専門性研修会の実施（2021年3月）
- ⑤ 職業専門性に関する継続研修eラーニングの作成（2020年7月～9月）
- ⑥ CPD制度の運営
- ⑦ eラーニングコンテンツ作成（2020年7月）

○広報委員会

- ① 会報「年金数理人」の発行 No. 53（2021年1月）
- ② 会報「年金数理人」の発行 No. 54（2021年3月）
- ③ ウェブサイトのコンテンツを更新

○国際委員会

- ① IAA 各委員会の活動に参画・協力
- ② IAA カウンシルでの審議に参画・投票・電子投票
- ③ IAA カウンシル・委員会等ミーティング（バーチャル開催）へ参加（2020年4月～5月）
- ④ IAA カウンシル・委員会等ミーティング（バーチャル開催）へ参加（2020年9月～11月）
- ⑤ IAA 年次対応（2020年11月～2021年3月）
 - ・2021年会費
 - ・2020年確認書

○事務管理委員会

- ① 会員のしおりの作成、ウェブサイト掲載（2020年7月～11月）

- ② 会費の請求・未納者への対応
- ③ 会員名簿の管理
- ④ 会計・税務・決算に関する事項の運営・管理
- ⑤ 蔵書の管理体制整備
- ⑥ 経理事務の外部委託導入
- ⑦ その他、事務局の運営・管理

○調査研究委員会

① 調査研究：調査研究を推進

- ・企業年金、個人年金のユニバーサルな税制について
会員サイト・研究発表に「英国の企業年金・個人年金の税制のアイデアを日本に適用すると仮定した場合の課題について」（能勢達也）を掲載（2021年2月）
- ・UK Collective Defined Contribution について
- ・Rの応用について

② 内外の文献等の紹介：会員サイト・ライブラリー

- ・政府・各種法人 リファレンスリスト：順次更新
- ・書籍・論文 紹介：順次掲載

③ 2020年度年金数理自主研究会を実施

- ・メンバー募集（2020年4月）
- ・オリエンテーション（2班を組成）（2020年7月）
- ・両班合同ミーティング（2020年11月）
- ・中間報告会①（2021年1月）
- ・中間報告会②（実務研修会にて）（2021年2月）

○財政運営実務基準委員会

- ① 確定給付企業年金に関する数理実務基準・数理実務ガイドランスの改定（2020年6月）
- ② 法令等改正（案）に対する確定給付企業年金に関する数理実務基準・数理実務ガイドランス改定の検討（2020年6月～2021年3月）
- ③ 実務研修会での確定給付企業年金に関する数理実務基準・数理実務ガイドランスの改定予定内容の周知等（2020年2月）

○紀律委員会

- ① 行動規範・懲戒規則の内容確認（2020年3月）

○試験委員会

- ① 2020年度能力判定試験の準備、実施（2020年4月～10月）
- ② 2020年度能力判定試験の採点及び合格者の決定（2020年10月～11月）
- ③ 2021年度能力判定試験に向けた検討（2020年12月～2021年3月）

○退職給付会計基準委員会

- ① ASBJの動向把握
- ② IASBの動向把握

- ③ IAAの動向把握
- ④ 退職給付会計に関する数理実務ガイドンスの改定（2020年4月）
- ⑤ IAS19に関する数理実務基準の改定検討（2020年4月～2021年3月）
- ⑥ IAAに対するISAP1の解釈に関する質疑の実施（2020年4月～8月）
- ⑦ 実務研修会での退職給付会計に関する数理実務基準・ガイドンスの内容の周知等（2021年2月）

○大学教育推進委員会

- ① 大阪大学、慶應義塾大学、東京理科大学、東北大学、名古屋大学、早稲田大学への講師推薦等の支援継続
- ② 書籍「年金数理概論 第3版」の刊行

(3) 特別委員会

○情報通信技術（ICT）活用検討特別委員会

- ① ファイル共有機能の検討（2020年4月～2021年3月）

○企業年金関連提言特別委員会

- ① 企業年金・個人年金部会での意見「DBの給付水準から掛金相当額への換算について」の公表（2020年10月）
- ② 今後の提言テーマ検討

○試験・教育制度改正特別委員会

- ① IAA教育シラバス改定を踏まえた能力判定試験等の対応の検討（2020年4月～2021年3月）
- ② 新シラバス適用を見据えた関係諸団体との協議（2020年4月～2021年3月）

4. 評議員会について

開催日時：2021年2月2日 午後2時00分

場 所：ANA インターコンチネンタルホテル東京

議 題：2021年度事業計画（案）に関する件

5. 会員の異動状況

(1) 2020年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の異動状況

A. 入会	
正会員	7名
準会員	15名
B. 資格変更	
準会員→正会員	16名
正会員→名誉会員	1名
正会員→特定会員	6名
準会員→特定会員	0名
C. 退会	
正会員	7名
準会員	5名
名誉会員	0名
特定会員	3名

(2) 2021年3月31日現在の会員数

所属法人	正会員	準会員	名誉会員	特定会員	合計
信託銀行	193名	13名	2名	0名	208名
生命保険会社	139	33	0	0	172
政令指定法人	46	3	1	0	50
その他の法人	112	12	4	1	129
個人	22	2	14	29	67
合計	512	63	21	30	626

賛助会員	1団体
------	-----

附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項は無い。

2021年度事業計画書、2021年度収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の件

定款第39条第2項の規定により、2021年度事業計画書、2021年度収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類について報告を行う。

なお、2021年度臨時総会において承認された会費規則変更等に基づき、2021年度収支予算書の修正が第1回理事会において承認された。本報告事項における2021年度収支予算書は、修正後の予算である。

2021年度事業計画

1. 基本方針

世界的な低金利の中で2012年末以来緩やかに回復してきたわが国の景気は、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の影響により、2020年4-6月期に急速に落ち込んだ。経済活動は段階的に再開されているが、感染再拡大の懸念が残る中で回復ペースは緩慢なものにとどまっており、引き続き留意する必要がある。

公的年金制度に関しては、全世代型社会保障検討会議や、2019年財政検証結果を踏まえた社会保障審議会年金部会での議論を経て、働き方の多様化や就労期の長期化といった社会・経済の変化の中で、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大や受給開始時期の選択肢の拡大などの法改正が2020年6月に行われた。

また、公的年金の給付と相まって国民の老後の所得確保を図ることを目的とする企業年金制度等に関しては、確定拠出年金の加入可能要件の見直しや確定拠出年金および確定給付企業年金における受給開始時期等の選択肢の拡大等の法改正が行われた。2019年より社会保障審議会企業年金・個人年金部会において企業年金制度等の見直しが議論されてきたが、当会はその中で2度にわたり提言を行うなど積極的に議論に参加してきた。また、確定給付企業年金に加入する者の確定拠出年金の拠出限度額の見直しや、高年齢者雇用安定法の改正、非正規雇用の退職金支給に関する最高裁判決ならびに日本型雇用システムの転換や定年延長・雇用延長の実施に伴う人事制度全般の見直しを契機とした退職給付制度見直しの動き等、制度設計や財政運営の面からの年金数理人の関与の重要性が増している。

退職給付会計に関しては、大幅な会計基準の見直し動向は一段落しているが、国際財務報告基準を任意適用する国内企業が増加していることやマイナス金利政策が継続する見込みであることを踏まえ、当会会員の適切な関与が期待されている。

当会は広く年金制度の普及、発展に資し、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、必要な事業を行うことを目的としている。

当会は、上記の企業年金を取り巻く環境変化に則して、人生100年時代といわれる今日における年金数理人の公共的、社会的使命をあらためて認識し、年金数理人のさらなる資質の向上、品位の保持を図るべく、当会の事業内容や将来の年金数理人のあり方などについて検討を行いつつ、企業年金の普及・発展に向けた公益活動をより一層推進する。

2. 事業計画

上記の基本方針のもと、定款第 4 条に規定されている事業として具体的に次の事業を推進する。

(1) 将来のあり方に関する検討

- ・年金数理人および当会の将来のあり方に関し、当会が当面あるいは中長期的に取り組むべき課題の整理と具体検討およびその実施

(2) 企業年金関連事項に関する提言

- ・国内外の年金制度改革の動向、会計基準の改正も踏まえた、年金財政運営方法に関する中長期的な検討や企業年金制度に関連する事項に関する検討・提言

(3) 企業年金の普及・発展に向けた啓発事業

ア 大学院等への年金数理教育に関する支援

- ・大阪大学、慶應義塾大学、東京理科大学、東北大学、名古屋大学、早稲田大学への講師推薦等の支援継続

イ 啓発活動

- ・企業年金連合会等の事業への協力
- ・企業年金の啓発活動

(4) 実務基準等の制定、改編、整備と周知徹底

- ・企業年金関連の法令や会計基準の改定等に即した、実務基準等の迅速な制定、改編、整備と周知の推進
- ・国際的な実務基準等の整備動向の把握および当会の実務基準等のあり方の検討

(5) 専門家としての役割・権限および責任の再確認と会員への周知徹底

- ・職業専門性研修会および職業専門性に関する継続研修の実施
- ・ISAP (International Standard of Actuarial Practice) への対応

(6) 調査研究の充実

- ・企業年金および関連分野に関する調査研究の推進
- ・企業年金および関連分野に関する文献資料の紹介

(7) 専門的業務水準の向上に向けた、自発的・積極的な能力開発の支援

- ・継続的能力開発制度の運営
- ・研修、eラーニング等による能力開発機会の充実
- ・年金数理自主研究会の実施
- ・国際的なセミナー等への派遣

(8) 能力判定試験の実施

- ・年金数理人の知識要件判定としての能力判定試験の着実な実施

(9) 広報活動の充実・推進

- ・会報等の刊行物の発行
- ・ウェブサイトの充実と活用の推進

(10) 国内外の関係機関への情報発信及び情報交換等

- ・IAA の活動への積極的な参画
- ・関係機関が公表する公開草案に対するコメント提出等
- ・厚生労働省、企業年金連絡協議会等との情報交換の実施

(11) IAA 教育シラバス改定への対応

- ・シラバス改定を踏まえた能力判定試験等の対応の検討
- ・新シラバス適用に向けた関係諸団体との協議

2021年度収支予算書

正味財産増減予算書

2021年 4月 1日から2022年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取入会金	[480,000]	[480,000]	[0]	
受取入会金	480,000	480,000	0	
受取会費	[31,185,000]	[61,590,000]	[△ 30,405,000]	
正会員受取会費	29,500,000	57,520,000	△ 28,020,000	会費規則改定による減少
準会員受取会費	1,585,000	3,870,000	△ 2,285,000	会費規則改定による減少
賛助会員受取会費	100,000	200,000	△ 100,000	
事業収益	[6,510,000]	[6,410,000]	[100,000]	
研修会事業収益	4,810,000	4,810,000	0	
受験料収益	1,700,000	1,600,000	100,000	
雑収益	[0]	[800,000]	[△ 800,000]	
懇親会費収益	0	800,000	△ 800,000	定時総会後の懇親会中止による減少
経常収益計	38,175,000	69,280,000	△ 31,105,000	
(2) 経常費用				
事業費	[45,519,384]	[56,170,873]	[△ 10,651,489]	
給料手当	7,009,254	6,007,457	1,001,797	職員採用による増加
福利厚生費	1,190,160	948,600	241,560	
会議費	3,121,780	3,529,070	△ 407,290	
会場費	4,993,701	5,000,656	△ 6,955	
旅費交通費	3,150,000	11,304,000	△ 8,154,000	派遣対象となる会議等の減少
通信運搬費	639,240	779,735	△ 140,495	
減価償却費	661,739	1,319,992	△ 658,253	
消耗什器備品費	89,150	89,770	△ 620	
消耗品費	383,600	359,149	24,451	
印刷製本費	2,780,000	3,394,195	△ 614,195	
光熱水料費	89,150	89,770	△ 620	
賃借料	6,094,370	6,136,406	△ 42,036	
諸謝金	2,984,802	3,216,802	△ 232,000	
租税公課	0	30,522	△ 30,522	
支払寄付金	400,000	400,000	0	
委託費	10,886,490	10,306,398	580,092	
図書費	117,948	2,318,351	△ 2,200,403	図書(会員配布)の購入がなくなる ことによる減少
諸会費	928,000	940,000	△ 12,000	
管理費	[15,254,286]	[15,835,189]	[△ 580,903]	
役員報酬	288,834	268,203	20,631	
給料手当	7,015,746	5,312,543	1,703,203	職員採用による増加
福利厚生費	1,209,840	851,400	358,440	
会議費	739,020	748,430	△ 9,410	
会場費	2,770,000	5,300,000	△ 2,530,000	定時総会後の懇親会中止による減少
旅費交通費	10,000	0	10,000	
通信運搬費	156,760	166,265	△ 9,505	
減価償却費	27,787	55,430	△ 27,643	
消耗什器備品費	10,850	10,230	620	
消耗品費	89,600	103,301	△ 13,701	
印刷製本費	200,000	301,805	△ 101,805	
光熱水料費	10,850	10,230	620	
賃借料	735,630	693,594	42,036	
諸謝金	723,907	490,029	233,878	
租税公課	5,000	8,478	△ 3,478	
委託費	692,410	947,602	△ 255,192	
図書費	179,052	178,649	403	
諸会費	389,000	389,000	0	
経常費用計	60,773,670	72,006,062	△ 11,232,392	
当期経常増減額	△ 22,598,670	△ 2,726,062	△ 19,872,608	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	△ 22,598,670	△ 2,726,062	△ 19,872,608	
一般正味財産期首残高	61,505,416	46,078,073	15,427,343	
一般正味財産期末残高	38,906,746	35,567,832	3,338,914	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	38,906,746	35,567,832	3,338,914	

(注) 公益法人会計基準(平成20年4月11日、平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

正味財産増減予算書内訳表

2021年 4月 1日から2022年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	予算額	公益目的事業会計	法人会計	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
受取入会金	[480,000]	[336,000]	[144,000]	[480,000]	[0]
受取入会金	480,000	336,000	144,000	480,000	0
受取会費	[31,185,000]	[21,859,500]	[9,325,500]	[61,590,000]	[△ 30,405,000]
正会員受取会費	29,500,000	20,650,000	8,850,000	57,520,000	△ 28,020,000
準会員受取会費	1,585,000	1,109,500	475,500	3,870,000	△ 2,285,000
賛助会員受取会費	100,000	100,000	0	200,000	△ 100,000
事業収益	[6,510,000]	[6,510,000]	[0]	[6,410,000]	[100,000]
研修会事業収益	4,810,000	4,810,000	0	4,810,000	0
受験料収益	1,700,000	1,700,000	0	1,600,000	100,000
雑収益	[0]	[0]	[0]	[800,000]	[△ 800,000]
懇親会費収益	0	0	0	800,000	△ 800,000
経常収益計	38,175,000	28,705,500	9,469,500	69,280,000	△ 31,105,000
(2) 経常費用					
事業費	[45,519,384]	[45,519,384]	[0]	[56,170,873]	[△ 10,651,489]
給料手当	7,009,254	7,009,254		6,007,457	1,001,797
福利厚生費	1,190,160	1,190,160		948,600	241,560
会議費	3,121,780	3,121,780		3,529,070	△ 407,290
会場費	4,993,701	4,993,701		5,000,656	△ 6,955
旅費交通費	3,150,000	3,150,000		11,304,000	△ 8,154,000
通信運搬費	639,240	639,240		779,735	△ 140,495
減価償却費	661,739	661,739		1,319,992	△ 658,253
消耗什器備品費	89,150	89,150		89,770	△ 620
消耗品費	383,600	383,600		359,149	24,451
印刷製本費	2,780,000	2,780,000		3,394,195	△ 614,195
光熱水料費	89,150	89,150		89,770	△ 620
賃借料	6,094,370	6,094,370		6,136,406	△ 42,036
諸謝金	2,984,802	2,984,802		3,216,802	△ 232,000
租税公課	0	0		30,522	△ 30,522
支払寄付金	400,000	400,000		400,000	0
委託費	10,886,490	10,886,490		10,306,398	580,092
図書費	117,948	117,948		2,318,351	△ 2,200,403
諸会費	928,000	928,000		940,000	△ 12,000
管理費	[15,254,286]	[0]	[15,254,286]	[15,835,189]	[△ 580,903]
役員報酬	288,834		288,834	268,203	20,631
給料手当	7,015,746		7,015,746	5,312,543	1,703,203
福利厚生費	1,209,840		1,209,840	851,400	358,440
会議費	739,020		739,020	748,430	△ 9,410
会場費	2,770,000		2,770,000	5,300,000	△ 2,530,000
旅費交通費	10,000		10,000	0	10,000
通信運搬費	156,760		156,760	166,265	△ 9,505
減価償却費	27,787		27,787	55,430	△ 27,643
消耗什器備品費	10,850		10,850	10,230	620
消耗品費	89,600		89,600	103,301	△ 13,701
印刷製本費	200,000		200,000	301,805	△ 101,805
光熱水料費	10,850		10,850	10,230	620
賃借料	735,630		735,630	693,594	42,036
諸謝金	723,907		723,907	490,029	233,878
租税公課	5,000		5,000	8,478	△ 3,478
委託費	692,410		692,410	947,602	△ 255,192
図書費	179,052		179,052	178,649	403
諸会費	389,000		389,000	389,000	0
経常費用計	60,773,670	45,519,384	15,254,286	72,006,062	△ 11,232,392
当期経常増減額	△ 22,598,670	△ 16,813,884	△ 5,784,786	△ 2,726,062	△ 19,872,608
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0			0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0			0	0
当期経常外増減額	0			0	0
当期一般正味財産増減額	△ 22,598,670	△ 16,813,884	△ 5,784,786	△ 2,726,062	△ 19,872,608
一般正味財産期首残高	61,505,416			46,078,073	15,427,343
一般正味財産期末残高	38,906,746			35,567,832	3,338,914
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0			0	0
指定正味財産期首残高	0			0	0
指定正味財産期末残高	0			0	0
III 正味財産期末残高	38,906,746			35,567,832	3,338,914

(注) 公益法人会計基準(平成20年4月11日、平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。
 貸借対照表を公益目的事業会計及び法人会計別に区分していないため、一般正味財産期首残高、一般正味財産期末残高、
 指定正味財産期首残高、指定正味財産期末残高及び正味財産期末残高は合計欄のみ記載している。

資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

2021年4月1日から2022年3月31日まで

(1) 資金調達の見込みについて

当期中に借入れによる資金調達の予定はない。

(2) 設備投資の見込みについて

(当期中における重要な設備投資 (除却または売却を含む。))

設備投資の予定は次の通り。

ファイル共有機能等のシステム開発

支出予定額 1,038,000 円

資金手当てとしては受取会費等を充てる予定。

以上

(参考) 2021年度収支予算書 (修正前予算)

正味財産増減予算書

2021年 4月 1日から2022年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取入会金	[480,000]	[480,000]	[0]	
受取入会金	480,000	480,000	0	
受取会費	[62,370,000]	[61,590,000]	[780,000]	
正会員受取会費	59,000,000	57,520,000	1,480,000	正会員数増加による増加
準会員受取会費	3,170,000	3,870,000	△ 700,000	
賛助会員受取会費	200,000	200,000	0	
事業収益	[6,510,000]	[6,410,000]	[100,000]	
研修会事業収益	4,810,000	4,810,000	0	
受験料収益	1,700,000	1,600,000	100,000	
雑収益	[800,000]	[800,000]	[0]	
懇親会費収益	800,000	800,000	0	
経常収益計	70,160,000	69,280,000	880,000	
(2) 経常費用				
事業費	[43,586,064]	[56,170,873]	[△ 12,584,809]	
給料手当	7,009,254	6,007,457	1,001,797	職員採用による増加
福利厚生費	1,190,160	948,600	241,560	
会議費	3,121,780	3,529,070	△ 407,290	
会場費	4,993,701	5,000,656	△ 6,955	
旅費交通費	3,150,000	11,304,000	△ 8,154,000	派遣対象となる会議等の減少
通信運搬費	639,240	779,735	△ 140,495	
減価償却費	661,739	1,319,992	△ 658,253	
消耗什器備品費	89,150	89,770	△ 620	
消耗品費	383,600	359,149	24,451	
印刷製本費	2,780,000	3,394,195	△ 614,195	
光熱水料費	89,150	89,770	△ 620	
賃借料	6,094,370	6,136,406	△ 42,036	
諸謝金	2,984,802	3,216,802	△ 232,000	
租税公課	0	30,522	△ 30,522	
支払寄付金	400,000	400,000	0	
委託費	8,953,170	10,306,398	△ 1,353,228	Eラーニングコンテンツ作成費用の減少等
図書費	117,948	2,318,351	△ 2,200,403	図書(会員配布)の購入がなくなることによる減少
諸会費	928,000	940,000	△ 12,000	
管理費	[17,014,286]	[15,835,189]	[1,179,097]	
役員報酬	288,834	268,203	20,631	
給料手当	7,015,746	5,312,543	1,703,203	職員採用による増加
福利厚生費	1,209,840	851,400	358,440	
会議費	739,020	748,430	△ 9,410	
会場費	4,500,000	5,300,000	△ 800,000	
旅費交通費	10,000	0	10,000	
通信運搬費	156,760	166,265	△ 9,505	
減価償却費	27,787	55,430	△ 27,643	
消耗什器備品費	10,850	10,230	620	
消耗品費	89,600	103,301	△ 13,701	
印刷製本費	230,000	301,805	△ 71,805	
光熱水料費	10,850	10,230	620	
賃借料	735,630	693,594	42,036	
諸謝金	723,907	490,029	233,878	
租税公課	5,000	8,478	△ 3,478	
委託費	692,410	947,602	△ 255,192	
図書費	179,052	178,649	403	
諸会費	389,000	389,000	0	
経常費用計	60,600,350	72,006,062	△ 11,405,712	
当期経常増減額	9,559,650	△ 2,726,062	12,285,712	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	9,559,650	△ 2,726,062	12,285,712	
一般正味財産期首残高	58,636,584	46,078,073	12,558,511	
一般正味財産期末残高	68,196,234	35,567,832	32,628,402	
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
III 正味財産期末残高	68,196,234	35,567,832	32,628,402	

(注) 公益法人会計基準(平成20年4月11日、平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

(参考 修正前予算)

正味財産増減予算書内訳表

2021年 4月 1日から2022年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	予算額	公益目的事業会計	法人会計	前年度予算額	増 減
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
受取入会金	[480,000]	[336,000]	[144,000]	[480,000]	[0]
受取入会金	480,000	336,000	144,000	480,000	0
受取会費	[62,370,000]	[43,719,000]	[18,651,000]	[61,590,000]	[780,000]
正会員受取会費	59,000,000	41,300,000	17,700,000	57,520,000	1,480,000
準会員受取会費	3,170,000	2,219,000	951,000	3,870,000	△ 700,000
賛助会員受取会費	200,000	200,000	0	200,000	0
事業収益	[6,510,000]	[6,510,000]	[0]	[6,410,000]	[100,000]
研修会事業収益	4,810,000	4,810,000	0	4,810,000	0
受験料収益	1,700,000	1,700,000	0	1,600,000	100,000
雑収益	[800,000]	[0]	[800,000]	[800,000]	[0]
懇親会費収益	800,000	0	800,000	800,000	0
経常収益計	70,160,000	50,565,000	19,595,000	69,280,000	880,000
(2) 経常費用					
事業費	[43,586,064]	[43,586,064]	[0]	[56,170,873]	[△ 12,584,809]
給料手当	7,009,254	7,009,254		6,007,457	1,001,797
福利厚生費	1,190,160	1,190,160		948,600	241,560
会議費	3,121,780	3,121,780		3,529,070	△ 407,290
会場費	4,993,701	4,993,701		5,000,656	△ 6,955
旅費交通費	3,150,000	3,150,000		11,304,000	△ 8,154,000
通信運搬費	639,240	639,240		779,735	△ 140,495
減価償却費	661,739	661,739		1,319,992	△ 658,253
消耗什器備品費	89,150	89,150		89,770	△ 620
消耗品費	383,600	383,600		359,149	24,451
印刷製本費	2,780,000	2,780,000		3,394,195	△ 614,195
光熱水料費	89,150	89,150		89,770	△ 620
賃借料	6,094,370	6,094,370		6,136,406	△ 42,036
諸謝金	2,984,802	2,984,802		3,216,802	△ 232,000
租税公課	0	0		30,522	△ 30,522
支払寄付金	400,000	400,000		400,000	0
委託費	8,953,170	8,953,170		10,306,398	△ 1,353,228
図書費	117,948	117,948		2,318,351	△ 2,200,403
諸会費	928,000	928,000		940,000	△ 12,000
管理費	[17,014,286]	[0]	[17,014,286]	[15,835,189]	[1,179,097]
役員報酬	288,834		288,834	268,203	20,631
給料手当	7,015,746		7,015,746	5,312,543	1,703,203
福利厚生費	1,209,840		1,209,840	851,400	358,440
会議費	739,020		739,020	748,430	△ 9,410
会場費	4,500,000		4,500,000	5,300,000	△ 800,000
旅費交通費	10,000		10,000	0	10,000
通信運搬費	156,760		156,760	166,265	△ 9,505
減価償却費	27,787		27,787	55,430	△ 27,643
消耗什器備品費	10,850		10,850	10,230	620
消耗品費	89,600		89,600	103,301	△ 13,701
印刷製本費	230,000		230,000	301,805	△ 71,805
光熱水料費	10,850		10,850	10,230	620
賃借料	735,630		735,630	693,594	42,036
諸謝金	723,907		723,907	490,029	233,878
租税公課	5,000		5,000	8,478	△ 3,478
委託費	692,410		692,410	947,602	△ 255,192
図書費	179,052		179,052	178,649	403
諸会費	389,000		389,000	389,000	0
経常費用計	60,600,350	43,586,064	17,014,286	72,006,062	△ 11,405,712
当期経常増減額	9,559,650	6,978,936	2,580,714	△ 2,726,062	12,285,712
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0			0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用計	0			0	0
当期経常外増減額	0			0	0
当期一般正味財産増減額	9,559,650			△ 2,726,062	12,285,712
一般正味財産期首残高	58,636,584			46,078,073	12,558,511
一般正味財産期末残高	68,196,234			35,567,832	32,628,402
II 指定正味財産増減の部					
当期指定正味財産増減額	0			0	0
指定正味財産期首残高	0			0	0
指定正味財産期末残高	0			0	0
III 正味財産期末残高	68,196,234			35,567,832	32,628,402

(注) 公益法人会計基準(平成20年4月11日、平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。
貸借対照表を公益目的事業会計及び法人会計別に区分していないため、一般正味財産期首残高、一般正味財産期末残高、
指定正味財産期首残高、指定正味財産期末残高及び正味財産期末残高は合計欄のみ記載している。

決議事項
第1号

**2020年度貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、
財産目録承認の件**

定款第40条第2項の規定により、2020年度貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）、財産目録の承認について決議する。

貸借対照表

2021年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	51,535,743	29,471,190	22,064,553
前払金	972,598	1,098,566	△ 125,968
流動資産合計	52,508,341	30,569,756	21,938,585
2. 固定資産			
(1) その他固定資産			
建物	216,057	299,632	△ 83,575
什器備品	763,681	1,469,096	△ 705,415
ソフトウェア	202,320	788,760	△ 586,440
敷金	3,018,200	3,018,200	0
減価償却引当資産	8,013,888	8,013,888	0
その他固定資産合計	12,214,146	13,589,576	△ 1,375,430
固定資産合計	12,214,146	13,589,576	△ 1,375,430
資産合計	64,722,487	44,159,332	20,563,155
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	2,847,194	2,304,934	542,260
預り金	369,877	335,770	34,107
流動負債合計	3,217,071	2,640,704	576,367
負債合計	3,217,071	2,640,704	576,367
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	61,505,416	41,518,628	19,986,788
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	61,505,416	41,518,628	19,986,788
負債及び正味財産合計	64,722,487	44,159,332	20,563,155

正味財産増減計算書

2020年4月 1日から2021年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
受取入会金	[340,000]	[440,000]	[△ 100,000]
受取入会金	340,000	440,000	△ 100,000
受取会費	[59,800,000]	[59,400,000]	[400,000]
正会員受取会費	56,380,000	55,460,000	920,000
準会員受取会費	3,220,000	3,740,000	△ 520,000
賛助会員受取会費	200,000	200,000	0
事業収益	[6,390,000]	[6,410,000]	[△ 20,000]
研修会事業収益	4,670,000	4,720,000	△ 50,000
受験料収益	1,720,000	1,690,000	30,000
雑収益	[10,000]	[960,000]	[△ 950,000]
懇親会費収益	0	925,000	△ 925,000
雑収益	10,000	35,000	△ 25,000
経常収益計	66,540,000	67,210,000	△ 670,000
(2) 経常費用			
事業費	[36,991,466]	[60,893,485]	[△ 23,902,019]
給料手当	5,377,525	5,788,140	△ 410,615
福利厚生費	886,585	945,044	△ 58,459
会議費	631,366	2,553,451	△ 1,922,085
会場費	1,979,335	12,307,277	△ 10,327,942
旅費交通費	100,000	10,699,571	△ 10,599,571
通信運搬費	745,715	1,845,985	△ 1,100,270
減価償却費	1,319,992	1,354,347	△ 34,355
消耗什器備品費	470,271	297,969	172,302
消耗品費	226,383	656,547	△ 430,164
印刷製本費	1,983,465	6,072,133	△ 4,088,668
光熱水料費	83,431	81,617	1,814
賃借料	6,032,931	5,598,298	434,633
諸謝金	2,842,354	3,357,991	△ 515,637
租税公課	66,165	0	66,165
支払寄付金	47,178	0	47,178
委託費	11,070,930	8,301,584	2,769,346
図書費	2,229,737	144,909	2,084,828
諸会費	869,272	888,622	△ 19,350
雑費	28,831	0	28,831
管理費	[9,561,746]	[12,153,007]	[△ 2,591,261]
役員報酬	288,834	226,941	61,893
給料手当	4,985,790	5,195,047	△ 209,257
福利厚生費	821,999	851,479	△ 29,480
会議費	98,187	3,496,657	△ 3,398,470
会場費	893,373	351,804	541,569
通信運搬費	169,749	103,824	65,925
減価償却費	55,430	56,872	△ 1,442
消耗什器備品費	39,459	9,697	29,762
消耗品費	47,901	47,909	△ 8
印刷製本費	174,560	135,568	38,992
光熱水料費	10,259	8,887	1,372
賃借料	741,837	605,388	136,449
諸謝金	256,151	245,014	11,137
租税公課	12,485	2,900	9,585
委託費	427,717	264,542	163,175
図書費	141,988	139,503	2,485
諸会費	388,175	388,175	0
雑費	7,852	22,800	△ 14,948
経常費用計	46,553,212	73,046,492	△ 26,493,280
当期経常増減額	19,986,788	△ 5,836,492	25,823,280
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	19,986,788	△ 5,836,492	25,823,280
一般正味財産期首残高	41,518,628	47,355,120	△ 5,836,492
一般正味財産期末残高	61,505,416	41,518,628	19,986,788
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 正味財産期末残高	61,505,416	41,518,628	19,986,788

(注) 公益法人会計基準(平成20年4月11日、平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。

正味財産増減計算書内訳表

2020年4月 1日から2021年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合計
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取入会金	[238,000]	[102,000]	[0]	[340,000]
受取入会金	238,000	102,000		340,000
受取会費	[41,920,000]	[17,880,000]	[0]	[59,800,000]
正会員受取会費	39,466,000	16,914,000		56,380,000
準会員受取会費	2,254,000	966,000		3,220,000
賛助会員受取会費	200,000	0		200,000
事業収益	[6,390,000]	[0]	[0]	[6,390,000]
研修会事業収益	4,670,000	0		4,670,000
受験料収益	1,720,000	0		1,720,000
雑収益	[0]	[10,000]	[0]	[10,000]
雑収益	0	10,000		10,000
経常収益計	48,548,000	17,992,000	0	66,540,000
(2) 経常費用				
事業費	[36,991,466]	[0]	[0]	[36,991,466]
給料手当	5,377,525			5,377,525
福利厚生費	886,585			886,585
会議費	631,366			631,366
会場費	1,979,335			1,979,335
旅費交通費	100,000			100,000
通信運搬費	745,715			745,715
減価償却費	1,319,992			1,319,992
消耗什器備品費	470,271			470,271
消耗品費	226,383			226,383
印刷製本費	1,983,465			1,983,465
光熱水料費	83,431			83,431
賃借料	6,032,931			6,032,931
諸謝金	2,842,354			2,842,354
租税公課	66,165			66,165
支払寄付金	47,178			47,178
委託費	11,070,930			11,070,930
図書費	2,229,737			2,229,737
諸会費	869,272			869,272
雑費	28,831			28,831
管理費	[0]	[9,561,746]	[0]	[9,561,746]
役員報酬		288,834		288,834
給料手当		4,985,790		4,985,790
福利厚生費		821,999		821,999
会議費		98,187		98,187
会場費		893,373		893,373
通信運搬費		169,749		169,749
減価償却費		55,430		55,430
消耗什器備品費		39,459		39,459
消耗品費		47,901		47,901
印刷製本費		174,560		174,560
光熱水料費		10,259		10,259
賃借料		741,837		741,837
諸謝金		256,151		256,151
租税公課		12,485		12,485
委託費		427,717		427,717
図書費		141,988		141,988
諸会費		388,175		388,175
雑費		7,852		7,852
経常費用計	36,991,466	9,561,746	0	46,553,212
当期経常増減額	11,556,534	8,430,254	0	19,986,788
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	11,556,534	8,430,254	0	19,986,788
一般正味財産期首残高				41,518,628
一般正味財産期末残高				61,505,416
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高				0
指定正味財産期末残高				0
III 正味財産期末残高				61,505,416

(注) 公益法人会計基準(平成20年4月11日、平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用している。
 貸借対照表を公益目的事業会計及び法人会計別に区分していないため、一般正味財産期首残高、一般正味財産期末残高、指定正味財産期首残高、指定正味財産期末残高及び正味財産期末残高は合計欄のみ記載している。

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 会計基準

公益法人会計基準(平成20年4月11日、平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を適用している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

固定資産の減価償却の方法は、次の方式によっている。

建物を除く有形固定資産	定率法
建物及び無形固定資産	定額法

(3) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

該当無し。

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

該当無し。

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
	円	円	円
建物	1,407,000	1,190,943	216,057
什器備品	6,123,760	5,360,079	763,681
ソフトウェア	1,868,400	1,666,080	202,320
合計	9,399,160	8,217,102	1,182,058

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細
財務諸表に対する注記に記載している。
2. 引当金の明細
該当無し。

財 産 目 録

2021年 3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)	現金預金	みずほ銀行・東京営業部	運転資金として	51,535,743
	前払金	2021年度会場費用等 賃料・共益費等	公益目的事業及び管理業務に 関する前払金 (共用資産)	972,598
流動資産合計				52,508,341
(固定資産)	その他固定資産	建物	パーティション等 共用財産であり、公益目的事業(96%) 管理業務(4%)に使用している	216,057
		什器備品	パソコン等 共用財産であり、公益目的事業(96%) 管理業務(4%)に使用している	763,681
		ソフトウェア	基幹システム等 共用財産であり、公益目的事業(96%) 管理業務(4%)に使用している	202,320
		敷金	三田NNビル 共用財産であり、公益目的事業(96%) 管理業務(4%)に使用している	3,018,200
		減価償却引当資産	みずほ銀行・東京営業部 減価償却資産の再取得に 備えるために積み立てている ＜その他固定資産計＞	8,013,888
固定資産合計				12,214,146
資産合計				64,722,487
(流動負債)	未払金	WEBサイトの保守・会報の発行等 職員の給与・賞与・社会保険料等	公益目的事業に関する未払金 公益目的事業及び管理業務に 関する未払金 (共用負債)	1,428,475 1,418,719
	預り金	職員給与の社会保険料自己負担分等	公益目的事業及び管理業務に 関する預り金 (共用負債)	369,877
流動負債合計				3,217,071
負債合計				3,217,071
正味財産				61,505,416

監 査 報 告 書

公益社団法人日本年金数理人会
理事長 小川 伊知郎 殿

2021年4月15日
公益社団法人日本年金数理人会

監事 池田 恭規



監事 高市 幸夫



監事 本 田



私たちは、2020年4月1日から2021年3月31日までの2020年度における業務及び会計の監査を実施したので、次のとおり報告する。

1 監査方法の概要

- (1) 業務監査については、理事会等の会議に出席し、理事から業務の報告を聴取し、さらに関係書類の閲覧を行い、業務執行の妥当性を検討した。
- (2) 会計監査については、会計帳簿及び関係書類を閲覧し、計算書類（貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書））及びその附属明細書並びに財産目録の妥当性を検討した。

2 監査意見

- (1) 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 理事の業務執行に関し、不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はないと認める。
- (3) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める。

以上

齊藤弘行氏の理事の選任の件

大野浩理事の辞任に伴い、2021年4月21日に開催された2021年度第2回理事会において、理事及び監事の候補者に関する選挙管理規則第21条（別途の補欠選挙）第1項に定める方法による補欠選挙を行い、その後同条第2項に定める反対がなかったことから齊藤弘行氏が当選した。

定款第21条第1項の規定により、齊藤弘行氏を理事に選任する。

定款変更承認の件

定款第44条の規定により、定款を別紙のとおり変更し、2021年6月1日より施行する。

この変更は、総会の招集の通知及び決議における会員の議決権の行使について、電磁的方法を可能とするものである。この変更により、議決権行使書をPDF化して電子メールで提出すること等が可能となる。

以上

公益社団法人日本年金数理人会 定款

制定施行 1998年4月9日
改定施行 2000年10月19日
改定施行 2001年7月10日
改定施行 2002年4月1日
改定施行 2003年5月26日
改定施行 2004年9月30日
改定施行 2006年12月26日
改定施行 2013年4月1日
改定施行 2014年4月1日
改定施行 2015年5月27日
改定施行 2017年5月22日
改定施行 2021年6月1日

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人日本年金数理人会（以下「本会」という。）と称し、英文では The Japanese Society of Certified Pension Actuaries と表示する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本会は、総会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、確定給付企業年金法第97条第2項並びに公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第5条第1項又は第38条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による改正前の厚生年金保険法第176条の2第2項に規定する年金数理人（以下「年金数理人」という。）の使命及び職責に鑑み、その資質の向上及び品位の保持並びに年金数理の改善進歩を図ることを通じて、厚生年金基金、国民年金基金及び確定給付企業年金等の財政の健全性の維持向上等、広く年金制度の普及、発展に資し、もって国民の生活の安定と福祉の向上に寄与するため、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 厚生年金基金及び確定給付企業年金の財政運営に関する業務を行うために必要となる実務基準等の制定及び改廃を行うこと。
 - (2) 退職給付会計に関する業務を行うために必要となる実務基準等の制定及び改廃を行うこと。
 - (3) 会員の品位の保持を図るため、行動規範の制定及び改廃を行うこと。
 - (4) 年金数理の改善進歩を図るため、調査研究を行うこと。
 - (5) 会員の資質の向上及び年金数理の改善進歩を図るため、研修及び啓発のための事業を行うこと。
 - (6) 会員資格要件判定のため、能力判定試験を行うこと。
 - (7) 年金数理人名簿に関する資料を管理すること。
 - (8) 会報、広報誌その他刊行物の発行、出版等、情報を発信すること。
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業を行うこと。
- 2 前項の事業は本邦及び海外において行うものとする。

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本会は、次の各号に掲げる区分に応じ、資格要件を定め、会員を置く。

(1) 正会員

年金数理人であって、次のいずれかの研修を修了した者

イ 本会が実施する職業専門性に関する研修

ロ イと同等の研修

(2) 準会員

次のいずれかに該当する者

イ 本会が実施する能力判定試験の全科目に合格した者

ロ 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する資格試験の全科目に合格した者

ハ 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する資格試験の第1次試験の全科目に合格し、年金数理人を目指し、本会の運営に貢献することを希望する者

(3) 名誉会員

本会の発展に貢献のあった者として、理事会で決定した者

(4) 特定会員

正会員又は準会員であって 70 歳以上の者のうち、会費の免除を申請して理事会で承認された者

(5) 賛助会員

本会の目的に賛同する法人

2 前項の会員のうち正会員、準会員及び名誉会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日法律第 48 号、以下「法人法」という。）上の社員とする。

（入会）

第6条 正会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める正会員入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。

2 準会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める準会員入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。

3 賛助会員として入会しようとする法人は、理事会において別に定める賛助会員入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。

4 正会員となろうとする者、準会員となろうとする者又は賛助会員となろうとする法人の入会は、理事会においてその可否を決議し、理事長が本人又は当該法人に通知するものとする。

5 正会員、準会員及び賛助会員については前項の理事会で決議した日をもって入会日とする。

（入会金及び会費）

第7条 本会の事業活動に必要な費用に充てるため、会員は、会費規則に規定する入会金及び会費を納入しなければならない。

（退会）

第8条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 年金数理人名簿への登載を取り消され又は抹消されたとき。

(2) 退会の申し出があり、理事長がこれを受理したとき。

(3) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。

(4) 法人が解散し又は破産したとき。

(5) 除名されたとき。

(6) 会費を納入期限後 1 年以上滞納し、理事会が退会の決議をしたとき。

(7) 特定会員であって、本会と 1 年以上連絡が取れず、理事会が退会の決議をしたとき。

2 前項第 2 号の規定に関わらず、第 9 条の規定により懲戒の手續きに付された会員は、その手續きが終了するまで退会することができない。

（懲戒）

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、会員を懲戒することができる。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 本会の行動規範に違反したとき。

(3) 本会の名誉を毀損したとき。

2 懲戒処分は、次の各号に掲げる方法のうちいずれかの方法により行う。

(1) 訓告

(2) 戒告

(3) 除名

3 懲戒処分は、その事由に該当すると認められる会員に対し、紀律委員会又は不服審査会の決議を経てこれを行う。ただし、前項第3号の場合には、紀律委員会又は不服審査会の決議を経て、当該会員に対し弁明の機会を与えたうえ、総会の決議により、これを決する。

4 理事長は、前項による紀律委員会及び不服審査会又は総会の決議について、当該会員に通知しなければならない。

5 その他必要な事項は別に定める懲戒規則の規定による。

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 総会

(種類)

第11条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 前項の定時総会及び臨時総会をもって法人法上の社員総会とする。

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員、準会員及び名誉会員をもって構成する。

2 総会における議決権は、正会員、準会員及び名誉会員1名につき1個とする。

(開催)

第13条 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めたとき。

(2) 正会員、準会員及び名誉会員の総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第14条 総会は、理事会の決議を経て理事長が招集する。

2 総会を招集する場合は、総会の日から2週間前までに通知しなければならない。

3 前条第2項第2号の請求があったときは、理事長はその日から30日以内に総会を招集しなければならない。

(権限)

第15条 総会は次の事項を決議する。

(1) 行動規範の制定及び改廃

(2) 懲戒規則の制定及び改廃

(3) 実務基準等運営規則の制定及び改廃

(4) 会費規則の制定及び改廃

- (5) 役員の報酬等並びに費用に関する規程の制定及び改廃
- (6) 理事及び監事の候補者に関する選挙管理規則の制定及び改廃
- (7) 理事及び監事の選任
- (8) 理事及び監事の解任
- (9) 会員の除名
- (10) 定款の変更
- (11) 解散
- (12) 短期借入金を除く資金の借入
- (13) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (14) 公益認定の取消し又は合併に伴う財産の贈与
- (15) 清算に伴う残余財産の贈与
- (16) 従たる事業所の設置
- (17) 前各号に定めるもののほか、法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

（定足数）

第16条 総会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、正会員、準会員及び名誉会員の総数の過半数の出席により成立する。

（議長）

第17条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員の中から選出する。

（決議）

第18条 総会の決議は、出席した正会員、準会員及び名誉会員の議決権の総数の過半数をもって行う。

2 総会においては、第14条第2項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ決議することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、理事の解任に関する総会の決議は、出席した正会員、準会員及び名誉会員の議決権の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

4 第1項の規定にかかわらず、次の総会の決議は、すべての正会員、準会員及び名誉会員の議決権の総数の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

5 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

6 総会に出席しない正会員、準会員及び名誉会員は、書面又は電磁的方法による議決権の行使、又は他の正会員、準会員及び名誉会員を代理人とする議決権の行使を

することができる。

7 総会に出席しない正会員、準会員及び名誉会員が前項の規定により議決権を行使した場合、第16条及び本条第1項から第5項の規定において、当該会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選出された議事録署名人2名が、記名押印をしなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上20名以内

(2) 監事 1名以上3名以内

2 理事のうち、1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を会長とすることができる。

4 第2項の理事長及び前項の会長をもって代表理事とする。

5 理事長及び会長以外の理事のうち、5名以内を副理事長とすることができる。

6 代表理事以外の理事を本会の業務を執行する理事(以下「業務執行理事」という。)とすることができる。

(役員を選任)

第21条 役員は、理事及び監事の候補者に関する選挙管理規則の規定に基づき選挙し、総会において選任する。ただし、会員でない理事は、理事の総数の3分の1以下とする。

2 理事長は、理事会の決議によって選定する。

3 会長は、理事会の決議によって選定する。

4 副理事長は、理事会の決議によって選定する。

5 業務執行理事は、理事会の決議によって選定する。

6 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

7 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより本会を代表し、本会の業務を執行する。

3 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより本会を代表し、理事長の委嘱を受けて本会の業務を執行する。

4 副理事長は、理事長及び会長を補佐する。

5 代表理事及び業務執行理事は3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、必要があると認められるときには理事長に対し、理事会の招集を請求できる。

(役員任期)

第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 補欠により選任された監事の任期は、前任者の残任期間とする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、いつでも、総会の決議に基づいて解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会員でない理事及び監事に対しては、役員報酬等並びに費用に関する規程に基づき報酬を支給する。

2 理事及び監事には費用を弁償することができる。

第6章 理事会

(設置及び構成)

第27条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席して、必要がある場合にはその職務に関し意見を述べなければならない。

(開催及び招集)

第28条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第23条第3項の規定により、監事から招集の請求があったとき。
- 2 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、少なくとも開会の日の7日前までに通知しなければならない。ただし、書面による通知の発出に代えて、電磁的方法により通知を発出することができる。
- 4 理事長は、第1項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 厚生年金基金及び確定給付企業年金の財政運営に係る実務基準等の制定及び改廃
- (5) 退職給付会計に係る実務基準等の制定及び改廃
- (6) 委員会規則の制定及び改廃
- (7) 能力判定試験規則の制定及び改廃
- (8) 経理規程の制定及び改廃
- (9) 謝礼等支出規則の制定及び改廃
- (10) 事務局組織運営規程の制定及び改廃
- (11) 総会に付議すべき事項
- (12) 前各号に定める事項のほか、総会の決議を要しない本会の業務の執行に関する事項

(定足数)

第30条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、その理事会において出席した理事の互選によりこれを定める。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、その提案について、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、すべての代表理事が欠席した場合は、出席した理事及び監事が、前項の議事録に記名押印する。

(責任の一部免除)

第34条 本会は、法人法第111条第1項に基づく理事及び監事の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第7章 評議員及び顧問

(評議員)

第35条 本会に、評議員10名以上20名以内を置くことができる。

2 評議員は、有識者又は学識経験者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

3 評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。

4 評議員の任期は、その委嘱をした理事長の任期満了の時までとする。

5 評議員は再任を妨げない。

6 理事長は理事会に諮り、評議員の委嘱を解くことができる。

(顧問)

第36条 本会に、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事長の要請により、理事会に出席して意見を述べることができる。

3 顧問は、本会の発展に貢献のあった者のうちから、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

4 顧問は、理事又は監事を兼ねることができない。

5 理事長は理事会に諮り、顧問の委嘱を解くことができる。

6 顧問の委嘱期間は、その委嘱をした理事長の任期満了の時までとする。

7 顧問は再任を妨げない。

8 顧問は、無報酬とする。

第8章 評議員会

(評議員会)

第37条 本会に、評議員会を置くことができる。

2 評議員会は、評議員をもって構成する。

3 評議員会は、本会の運営に関し、重要事項につき理事会の諮問に応じて審議を行い、理事会に意見を具申する。

4 評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第9章 会計

(事業年度)

第38条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 本会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに作成し、理事会の承認を経て、行政庁に提出しなければならない。

2 前項の書類は、定時総会に提出し、その内容を報告しなければならない。

3 第1項の書類を変更する場合は、理事会の承認を受けなければならない。

4 第2項に規定する報告の後で第1項の書類を変更する場合は、臨時総会を開催し、その内容を報告しなければならない。ただし軽微な変更を除く。

5 第1項の書類は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。第1項の書類を変更した場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号、以下「認定法」という。）第22条第1項に規定する書類を、毎事業年度の経過後3箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

4 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿（第5条第2項の会員の名簿）を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(会計原則等)

第41条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 本会の会計処理に必要な事項は、経理規程に規定する。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、経理規程に規定する。

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成19年9月7日内閣府令第68号）第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第40条第4項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第43条 本会が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議を経なければならない。

2 前項の決議については、第18条第3項の規定を準用する。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属等)

- 第47条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。
- 2 本会は、剰余金の配当を行わない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

- 第48条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補則

(委員会)

- 第49条 本会は、事業の円滑な運営を図るため、委員会を置くことができる。
- 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、又は審議する。
- 3 委員会に関し必要な事項は、委員会規則に規定する。

(事務局)

- 第50条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長、副事務局長及び所要の職員をおく。
- 3 事務局長及び副事務局長は、理事会の決議を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、事務局組織運営規程に規定する。

(実施細則)

- 第51条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 第1条 平成27年5月26日において当会の正会員である者は、第5条第1項第1号の規定にかかわらず、当会の正会員とする。
- 但し、同日以降において第8条第1項第1号、第2号、第5号、第6号の規定により本会を退会した者が、再度当会の正会員となろうとするときは、この限りではない。

附 則

- 第1条 本定款は、2021年6月1日から施行する。

定款 新旧対照表

新	旧
公益社団法人日本年金数理人会定款	公益社団法人日本年金数理人会定款
<p>制定施行 <u>1998年4月9日</u></p> <p>改定施行 <u>2000年10月19日</u></p> <p>改定施行 <u>2001年7月10日</u></p> <p>改定施行 <u>2002年4月1日</u></p> <p>改定施行 <u>2003年5月26日</u></p> <p>改定施行 <u>2004年9月30日</u></p> <p>改定施行 <u>2006年12月26日</u></p> <p>改定施行 <u>2013年4月1日</u></p> <p>改定施行 <u>2014年4月1日</u></p> <p>改定施行 <u>2015年5月27日</u></p> <p>改定施行 <u>2017年5月22日</u></p> <p>改定施行 <u>2021年6月1日</u></p>	<p>制定施行 <u>平成10年4月9日</u></p> <p>改定施行 <u>平成12年10月19日</u></p> <p>改定施行 <u>平成13年7月10日</u></p> <p>改定施行 <u>平成14年4月1日</u></p> <p>改定施行 <u>平成15年5月26日</u></p> <p>改定施行 <u>平成16年9月30日</u></p> <p>改定施行 <u>平成18年12月26日</u></p> <p>改定施行 <u>平成25年4月1日</u></p> <p>改定施行 <u>平成26年4月1日</u></p> <p>改定施行 <u>平成27年5月27日</u></p> <p>改定施行 <u>平成29年5月22日</u></p>
第1条～第13条 (略)	第1条～第13条 (略)
(招集)	(招集)
<p>第14条 総会は、理事会の決議を経て理事長が招集する。</p> <p>2 総会を招集する場合は、総会の日<u>の2週間前までに通知しなければならない。</u></p> <p>3 前条第2項第2号の請求があったときは、理事長はその日から30日以内に総会を招集しなければならない。</p>	<p>第14条 総会は、理事会の決議を経て理事長が招集する。</p> <p>2 総会を招集する場合は、<u>日時、場所、目的及び審議事項を示した書類をもって、総会の日</u>の2週間前までに通知しなければならない。</p> <p>3 前条第2項第2号の請求があったときは、理事長はその日から30日以内に総会を招集しなければならない。</p>
第15条 (略)	第15条 (略)
(定足数)	(定足数)
<p>第16条 総会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、正会員、準会員及び名誉会員の総数の過半数の出席により成立する。</p>	<p>第16条 総会は、この定款に別段の定めがある場合を除き、正会員、準会員及び名誉会員の総数の過半数の出席により成立する。</p> <p>2 <u>総会に出席できない正会員、準会員及び</u></p>

<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>(決議)</p> <p>第 18 条 総会の決議は、出席した正会員、準会員及び名誉会員の議決権の総数の過半数をもって行う。</p> <p>2 総会においては、第 14 条第 2 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ決議することができる。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、理事の解任に関する総会の決議は、出席した正会員、準会員及び名誉会員の議決権の総数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>4 第 1 項の規定にかかわらず、次の総会の決議は、すべての正会員、準会員及び名誉会員の議決権の総数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 監事の解任</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 解散</p> <p>(5) その他法令で定められた事項</p> <p>5 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。</p> <p>6 <u>総会に出席しない正会員、準会員及び名誉会員は、書面又は電磁的方法による議決権の行使、又は他の正会員、準会員及び名誉会員を代理人とする議決権の行使をすることができる。</u></p> <p>7 <u>総会に出席しない正会員、準会員及び名</u></p>	<p><u>名誉会員は、書面による議決権の行使又は他の正会員、準会員及び名誉会員を代理人とする議決権の行使をすることができる。</u></p> <p>3 <u>前項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員、準会員及び名誉会員の議決権の総数に算入する。</u></p> <p>第 17 条 (略)</p> <p>(決議)</p> <p>第 18 条 総会の決議は、出席した正会員、準会員及び名誉会員の議決権の総数の過半数をもって行う。</p> <p>2 総会においては、第 14 条第 2 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ決議することができる。</p> <p>3 第 1 項の規定にかかわらず、理事の解任に関する総会の決議は、出席した正会員、準会員及び名誉会員の議決権の総数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>4 第 1 項の規定にかかわらず、次の総会の決議は、すべての正会員、準会員及び名誉会員の議決権の総数の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。</p> <p>(1) 会員の除名</p> <p>(2) 監事の解任</p> <p>(3) 定款の変更</p> <p>(4) 解散</p> <p>(5) その他法令で定められた事項</p> <p>5 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。</p>
---	---

<p><u>営会員が前項の規定により議決権を行使した場合、第 16 条及び本条第 1 項から第 5 項の規定において、当該会員は総会に出席したものとみなす。</u></p> <p>第 19 条～第 51 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>第 1 条 本定款は、2021 年 6 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>第 19 条～第 51 条 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>第 1 条 本定款は、平成 29 年 5 月 22 日から施行する。</u></p>
---	--